

答申第16号  
平成19年11月30日

石川県知事 谷本正憲様

石川県個人情報保護審査会  
会長 鴨野幸雄

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を  
利用する事務の拡大について（答申）

平成19年10月15日付けで知事から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

諸問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である県民の負担軽減と行政経営の効率化の観点から、妥当な内容と認められる。

|    | 事務の名称                      | 事務の内容               | 担当課    |
|----|----------------------------|---------------------|--------|
| 1  | 県退職年金等に関する事務               | 年金受給者の生存確認          | 人事課    |
| 2  | 個人事業税の賦課に関する事務             | 納稅通知書の返戻に係る調査       | 税務課    |
| 3  | 自動車税の賦課に関する事務              | 納稅通知書の返戻に係る調査等      | 税務課    |
| 4  | 不動産取得税の賦課に関する事務            | 納稅通知書の返戻に係る調査       | 税務課    |
| 5  | 県税その他徴収金の徴収に関する事務          | 滞納者の行方が不明となった場合の調査等 | 税務課    |
| 6  | 個人の県民税及び市町民税の徴収に関する事務      | 滞納者の住所等の調査          | 税務課    |
| 7  | ゴルフ場利用税の賦課・徴収に関する事務        | 特別徴収義務者の特定等に関する調査   | 税務課    |
| 8  | 軽油引取税の賦課・徴収に関する事務          | 特別徴収義務者の特定等に関する調査   | 税務課    |
| 9  | 火薬類製造保安責任者等の免状の書換え事務       | 氏名の変更内容の確認          | 消防保安課  |
| 10 | 母子福祉資金貸付金の滞納整理に関する事務       | 滞納者の住所等の調査          | 子育て支援課 |
| 11 | 児童扶養手当返納金の滞納整理に関する事務       | 滞納者の住所等の調査          | 子育て支援課 |
| 12 | 浄化槽保守点検業の登録事務              | 浄化槽管理士の住所が通勤可能範囲か確認 | 水環境創造課 |
| 13 | 里山保全再生協定の認定事務              | 県内在住者であるかを確認        | 自然保護課  |
| 14 | 狩猟免状の記載事項の変更の届出等に関する事務     | 住所、氏名の変更内容の確認       | 自然保護課  |
| 15 | 特殊肥料生産業届出に関する事務            | 届出者の氏名、住所の確認        | 農業安全課  |
| 16 | 普通肥料登録に関する事務               | 届出者の氏名、住所の確認        | 農業安全課  |
| 17 | 肥料販売業届出に関する事務              | 届出者の氏名、住所の確認        | 農業安全課  |
| 18 | 農薬販売業者の届出に関する事務            | 届出者の氏名、住所の確認        | 農業安全課  |
| 19 | 県行造林条例に規定する分取造林契約に関する事務    | 契約者の生存状況と住所の確認      | 森林管理課  |
| 20 | 学校職員退職年金条例による退職年金の給付に関する事務 | 年金受給者の生存確認          | 教育委員会  |
| 21 | 育英資金の滞納整理に関する事務            | 滞納者の住所等の調査          | 教育委員会  |
| 22 | 警察職員退職年金条例による退職年金の給付に関する事務 | 年金受給者の生存確認          | 公安委員会  |

## 2 審査会の意見

- (1) 住民基本台帳法（以下「法」という）の規定に基づき、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、県知事が利用することができる事務を拡大することは、県民の負担軽減と行政経営の効率化の観点から大きな意味がある。
- (2) 今回諮問された22事務については、いずれも県民の負担軽減と行政経営の効率化を図ることができるものであり、条例により利用を拡大することは、適当であると考えられる。
- (3) 今後、県においては、一層の住民サービス向上や事務の効率化に努めるとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう期待する。